

目黒区公共工事の中間前払金取扱要綱

平成22年2月1日付け目総契第8004号決定
平成22年3月1日付け目総契第9206号決定
令和4年3月18日付け目総契第8681号決定
令和6年1月24日付け目総契第7243号決定
令和8年1月5日付け目総契第4878号決定

(通則)

第1条 目黒区契約事務規則（以下「規則」という。）第57条の3第1項に規定する公共工事の中間前金払（以下「中間前金払」という。）に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象となる公共工事は、土木工事・建築工事及び設備工事（以下「公共工事」という。）のうち、規則第57条の2の規定により前金払をしたものとする。

(中間前金払の率)

第3条 中間前金払の率は、契約金額の2割以内とする。

(中間前金払の制限)

第4条 第2条の規定により中間前金払の対象とされる公共工事であっても、規則第58条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わないものとする。

2 前項に定める場合のほか、工事主管部長が予算執行上の都合その他やむをえない理由があると認めるとき又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数処理)

第5条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象及び率等の明示)

第6条 中間前金払の対象とされる公共工事及び中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(中間前金払に関する特約条項)

第7条 中間前払金を支払う公共工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前金払に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続きに関するここと。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加又は返還に関するここと。
- (4) 保証契約の変更に関するここと。
- (5) 中間前払金の使途制限に関するここと。

(6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第8条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認める場合において支払うものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当すること。

2 前項各号に掲げる要件をすべて満たしていることの認定について、契約の相手方から認定請求書（別記第1号様式）及び工事進捗報告書（別記第2号様式）による請求があつた場合は、直ちに調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事主管課長（目黒区工事施行規程第4条第1項に規定する「工事主管課長」をいう。以下同じ。）が行うものとし、工事主管課長はその結果が妥当と認めるとときは、認定調書（別記第3号様式）を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求)

第9条 中間前払金の請求は、前条の規定による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事の着手時期を別に指定する場合その他工事主管部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができる。

3 中間前払金の請求を受けたときは、区は遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加又は返還)

第10条 規則第57条の3第2項の規定により中間前払金を追加し又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条に規定する率等を適用し算出して得た中間前払金の額と既に支払済みの中間前払金の額との差額とする。ただし、返還させる場合において、超過額が相当の額に達し、返還させることが中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、協議の上超過額を定めるものとする。

2 規則第57条の3第2項の規定による中間前払金の追加及び返還は、変更前の契約金額の著しい増減があった場合にできるものとする。

3 規則第57条の3第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以降、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 規則第57条の3第2項の規定により返還させるべき中間前払金を返還しないときは、区は、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「法定利率」という。）

で計算した額の遅延利息の支払を請求できるものとする。

5 規則第57条の3第2項に規定により中間前払金を追加し又は返還させる場合において、残工期が30日未満のときその他工事主管部長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第11条 規則第57条の3第2項の規定により中間前払金を追加払しようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(中間前払金の用途)

第12条 中間前払金は、当該中間前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第13条 規則第57条の3第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第57条の3第2項の規定により中間前払金を返還させる場合には、前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき法定利率で計算した額の遅延利息の支払を請求できるものとする。

(2か年度以上にわたる公共工事の中間前金払)

第14条 2か年度以上にわたる公共工事であっても、中間前払金は契約金額の2割に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該公共工事の既済部分の対価に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払い済み額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される公共工事に係る中間前金払についても適用する。

(債務負担行為を伴う公共工事の特例)

第15条 債務負担行為を伴う公共工事であるため第4条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において工事主管部長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うができるものとする。

付則

この要綱は、平成22年2月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお、従前の例による。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお、従前の例による。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお、従前の例による。

付則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお、従前の例による。

別記

第1号様式（第8条関係）

認定請求書

年 月 日

目黒区長 宛て

住所

契約の相手方

氏名

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

契約番号	第 号		
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥	前払金額	¥
契約年月日	年 月 日	工期	年 月 日
摘要			

(注)

この認定請求書を提出する際には、
別紙工事進捗報告書を添付すること。

工事番号	工事 第 号
------	--------

(目黒区)

別記

第2号様式（第8条関係）

工事進捗報告書

契約番号	第 号		
工事件名			
契約年月日	年 月 日	工期	年 月 日
報告日	年 月 日		

工事の進捗状況

月別	予定進捗率 (%)	実施進捗率 (%)	備考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
記事			
現場代理人	主任（監理）技術者		

（注）1 工事進捗状況は、工事月報を標準とする。 （目黒区）

- 2 予定進捗率は、当初の予定として完成までの累計を記入すること。
- 3 実施進捗率は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。

別記

第3号様式（第8条関係）

		第 号	
認 定 調 書			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 の 相 手 方			
契 約 金 額	¥	前払金額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	年 月 日
摘 要			
上記の工事についてその進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する。			
年 月 日			
課長			

(目黒区)